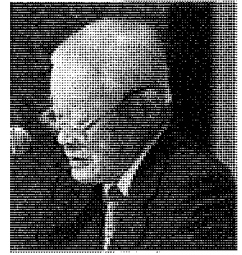


ロータリークラブの運営について



国際ロータリー第2680地区

パストガバナー

深川 純一

ただ今ご紹介いただきました第2680地区の深川でございます。今日は、会長・幹事となられる人たちの研修でありまして、「ロータリークラブの運営について」というテーマをいただいております。

ロータリーには、重要な媒体というものが3つございます。第1はロータリアン、第2はロータリークラブ、そして第3が国際ロータリーであります。したがって、今日のテーマとの関連で申しますと、3つの媒体の中心になるのは、ロータリークラブであります。したがって、ロータリークラブの管理・運営は如何にあるべきか、という視点からお話し申し上げたいと思います。これはとりもなおさず、ロータリーの定款細則論の理解が基本前提となります。

そこで、ロータリークラブはロータリアンの集合体であります。したがって、クラブの会員相互の、ロータリアン相互の役割を如何に配分するか、という問題がございます。元来、全ての組織の管理原則を原理的に割る場合には、3つの尺度を立てるのが一般に考えられておるわけでありまして、これは単にロータリークラブだけではございません。たとえば、会社の組織、国家の組織を考える場合、やはり原理の大きな柱をもって3つに割るという躰は持った方がいいと思うのであります。

そこで、3つに割るのでありますが、第1に考えられるのは何か。それは、審議機関であります。これは何をするとところかと言いますと、原則を決めるところであります。国家で言えば、国会に当たります。この審議機関というのは、自治権のある団体には必ずございます。審議機関がなければ、自治団体にならないわけでありまして、まず原則を決めるわけでありまして、皆で衆知を結集して決めるか、あるいは全体の中からごく一部の人を選び出して、その人に全ての権限を委託して原則を決めるわけでありまして、これを決めることをロータリークラブでは理事会と言います。

標準クラブ定款 第10条第1節には、「本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする」という、大黒柱的な規定があります。これは、大変大事な規定であります。

第2は、執行機関であります。審議機関で決めた原則というものは、執行しなければなりません。執行機関の中心人物を幹事と言います。幹事が中心であります。ほかにもあります

が、執行機関の代表的なものは幹事であります。会長ではございません。最近の国際ロータリーは、会長必携を見ますと会長にこの幹事の権限を期待しているようでありまして、これは原理的には正しくないと私は思います。

それから第3は、審査機関であります。これは、いろいろな争い事が起こった場合に、最終的にその争いに決着をつける機能であります。ロータリーでは総会がこれに当たります。ただ、言葉の使い方では注意しなければならないことがありまして、ここでいう総会というのは、臨時総会の意味であります。定款細則を見ていただきますと、年次総会という言葉と、例会という言葉があるだけでありまして、今申し上げました、この審査機関としての総会は、原理的には臨時総会的な性格を持つ例会、と呼ぶべきものでありまして、毎週1回の定例の例会とは区別しなければなりません。しかし、定款細則上は、例会という言葉しか出てこないのであります。そこを注意しなければなりません。だから、その中には、臨時総会的な性格を持つ例会というものがあるということをご心得いただきたいのであります。ロータリーでは、臨時総会という言葉はございません。これは、例会となっております。

要するに、例会という言葉の法的な意味が、場合によっては、かなり変わることにご注意しておけばいいと思います。

この審査機関というのは、ロータリークラブにおいては、普通あってはならない、全く例外的現象を処理するものでありまして、実際はほとんど、審査機関が発動することはございません。これが忙しくなると、クラブが危なくなります。たとえば、会員の懲戒とか資格審査をしようと、そういうことの公正さを審議する組織もございまして、それから仲裁制度。これは、クラブ定款第16条にあります。そのように非常にアメリカ法的な解決の仕方をしていられるものもございまして、これらは全て例外的でありまして、めったに発動することはありません。

そこで、このクラブをいかに管理・運営するかの問題として、まず執行機関の話から入っていきたく思います。

これはどういうことかと言いますと、ロータリークラブの役割分担の問題であります。

ロータリークラブには、ご存知のように最高の管理主体として、理事会があります。しかし、これは審議機関であります。そして、執行機関の中心人物として、幹事があるわけであり

ます。この執行機関に片足を置きまして、そして審議機関にも片足を置いて、その上に乗っかっておるのが、実は会長なんです。

会長というのは、クラブの幹事と共にクラブの代表権者であります。したがって、ガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっております。したがって、クラブの代表権者は、会長と幹事の2人が代表権者であります。

会長というのは、帝王学の体現者でありまして、ロータリー存在の権化であります。したがって、会長というのは、執行権限は何も持っておりません。持っていないが故に、会長たり得るのであります。会長はクラブの象徴であります。クラブを管理する実権というものは、全て幹事が握っております。会長は、何らの権限もないのであります。権限がないからこそ、ロータリーが光るのであります。

では、会長は何をすればよいのかと言いますと、例会の会長挨拶とか卓話とかでアドバルーンを上げて、クラブの会員にやる気を起こさせることであります。一番大事なことであります。会長のマナーとして心得おくべきことは、クラブ管理の全てのことを知っておって、しかも何も知らないふりをしていなければならないことであります。会長が何でも知ったかぶりをしますと、クラブは育たないのであります。会長は、クラブの象徴でありますから、ロータリーの夢のあるところとか、ロータリーの理想論を喋って、アドバルーンを上げるわけであります。そして、クラブ管理の事務的なことに、もし質問がきますと、「それは自分の役割ではないよ」と言って、幹事に振ればよいわけであります。

では、会長の代表権というのは、いったい何かと申しますと、まず、国際ロータリーの窓口になる場合があります。たとえばガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっております。次に、他のクラブとの付き合いをする場合には、事実上、代表者として振る舞う資格があるということが言えると思います。しかし、決定権は何も持っておりません。決定権は、クラブ理事会が、全て握っております。その根拠は何かと言いますと、クラブ定款の第10条第1節「本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする」という大黒柱の規定であります。この規定は、大事な規定であります。次に、団体的な社会奉仕を実施する段階で、地域社会に対して、「私がこのクラブの会長である」ということで、代表権らしきものを行使できる場合があります。しかし、これも細かく分析していきますと、法律的には代表権といえるものであるかどうか、分からないのであります。とにかく、代表権らしきものを行使できるわけあります。

以上、要するに、会長というのはロータリー存在の根拠を主張する役職でありまして、しかも帝王学の実践者でなければならぬということになるわけあります。

ところで、会長は理事会の議長であります。これは、推奨クラブ細則第4条第1節を見ただければ分かります。したがって、会長というのは執行機関のトップであると同時に、審議機関である理事会のトップでもあるわけあります。したがって会長は、非常に強い権限を持つておるようでありましてけれども、実質的な権限は何もないのであります。それはいったい何故かと言いますと、会長は執行機関のトップとしては、クラブの象徴たる地位にあります。したがって、何らの実権はありません。また審議機関のトップとしては、理事会というのは合議体でありますから、多数決原理で決まってしまうと、議長である会長の出番はないのであります。

会長というのは、要するに理事会に案件が出てきますと、その案件の交通整理をするだけであります。要するに会長は、行司の役目を務めるわけあります。

このことは、会長にリーダーシップがないというのではございませんで、建前上、会長というのは、議長としての役割しか果たさないということになるのであります。即ち、会長というのはクラブの象徴でありまして、謂わばシャッポみたいなものであります。

ところが、このシャッポみたいな役割しかない会長に、ロータリーの体現者として、帝王学の実現者として、自他を分かたぬ思考——自分と他人とを分かたない考え方、すなわちロータリー奉仕哲学が要求される場合があります。即ち、会長としてのリーダーシップを発揮する場面であります。どういうことかと言いますと、具体的な例を1つ出しておきます。

例えば、あるクラブに家族会を毎年開催するという慣例が既にあります。ところが、その慣例を廃止しようという提案がありまして、これが理事会にかけられました。それで理事会で決をとったところ、可否同数に割れたのであります。この場合、議長である会長がキャスティングボートを持つておりますから、会長は理事会の議長として賛成・反対いずれに1票を投じてもいいのであります。はたしてそれはどちらがいいのか、という問題であります。会長個人の気持ちといたしましては、賛成・反対といろいろありますけれども、ロータリークラブの会長の地位にある以上は、会員全部の利益を代表して会長職を務めておるわけありますから、自分の身体は自分1人の身体ではございませぬ。ここに、今申し上げました、自他を分かたぬ思考、即ちロータリー奉仕哲学が出てくるわけあります。

それは一体どういふことかと言いますと、すでに、ある慣例

が確立しています。家族会をやってきたわけあります。したがってこの慣例については、すでに理事会決議がどこかにあるはずであります。したがって、慣例が確立しているところにその廃止の提案があつて、多数決で決まるものであれば、もうすでに決まっているはずであります。それが今、可否同数に割れておるといふことは、未だ改正の因縁が熟していない、ということの証明であります。したがって、この案件は時期尚早、原案否決に議長は1票を投じなければならない、ということになります。これが、自他を分かたぬ思考であり、禅脱した発想だということができると思います。

要するに、会長というものは、会長になったからといって、自分の意思で何でもできるという役職ではないということをおぼえておかなければならないと思います。

このように、会長はクラブの象徴として、その地位高きが故に、非常に倫理的なものを宣言しなければならないのであります。したがって、ロータリー哲学の本体が解っていないと、会長職は務まらないということができると思います。

なお、会長は各種委員会の職権上の委員にもなっております。即ち、推奨クラブ細則の第8条第1節d項、「会長は、職権上全ての委員会の委員となり、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする」と書いてあります。これは、仮に委員会が流れた時でも、会長がこれを吸収できるという権限吸収の関係から認められた規定でありますから、いつでも会長は出席しなければならないわけではありません。したがって、また委員会が流れてしまった時でも、会長1人の判断で委員会決定をして、理事会決議を求めることができるわけあります。

次に、幹事はクラブ会長と共に、ロータリークラブの代表権者であります。幹事は、比喩的に憲法の組織原理から言いますと、内閣総理大臣に当たります。国家管理の実権は全て内閣総理大臣が握っているのと同じように、クラブ管理の実権は全て幹事が握っておるわけあります。すなわち、幹事というのは、クラブ内外の情報を一身にプールしておりますから、あらゆるクラブに関する情報は、全て幹事を経由することになっております。したがって、幹事はクラブの大黒柱でありまして、クラブの代表権者なのであります。この点は、会員の身分証明書を見れば、幹事が代表権者であることが判るわけあります。会員の身分を証明する立場にあるのは幹事でありまして、会長ではありません。会長は、そういう実務には携わらないということであります。

このように、幹事というのはクラブ管理の全ての実権を握っているわけありますから、こと手続きに関しては、幹事は知

らないことでも知っている振りをしていなければなりません。逆に、会長は知っていることでも知らない振りをしていなければならないわけあります。

ところで、ロータリークラブというのは社交クラブであります。社交クラブというものは、会員各自がわがままを十二分に尊重される社会体であります。したがって、ロータリークラブには団結力というものがありません。あるものは、一人ひとりのロータリアンの良質な主体性であります。

この点については、ポール・ハリスが、1934年に『This Rotarian Age』という有名な著書を書いております。米山先生が「ロータリーの理想と友愛」という名訳を出されておりますが、この本の中でポール・ハリスは「ロータリーの長所は、団結力のないところである」と言っております。すなわち、ロータリアンが他の社会体に対して誇るに足るべきものは、団結力を持っていないことであります。団結力は、ないが良質な主体性があります。行動の団結はないけれども、精神の団結があります。心が通い合うのであります。心の団結はあるけれども、行動の団結がないのが、ロータリーであります。したがって、ロータリークラブは組織体としては、非常に弱いのであります。

そこで、この弱い組織体を維持していくためには、クラブの幹事が、その弱さを一身に吸収できるだけの強い管理権限を持っていないといけないのであります。したがって、比喩的に申し上げますと、幹事は、ヒトラーの10倍の独裁権を持っていないといけない。これで、組織体としての弱さとのバランスがとれるのであります。そして、この独裁権と表裏一体の関係として、肝に銘じておかなければならないことは、謙虚さであります。これなくしては、独裁権は宙に浮いてしまうのであります。それと同時に、現実のクラブ管理に当たっては、達磨大師の10倍の忍耐力が必要となるのであります。

このことについて、1つの実例を申し上げます。

1910年、全米ロータリークラブ連合会ができました年でありますね。初代の幹事がチェスレー・ペリーという人です。この1910年から32年間にわたって、全米ロータリークラブ連合会の幹事、引き続き国際ロータリークラブ連合会の幹事、そしてそれに引き続いて国際ロータリーの事務総長、いわゆるRIレベルにおける幹事に当たりますが、これらを歴任したチェスレー・ペリーという人は、70歳でその職をひくに当たって、ある人から「幹事とか事務総長の要諦は何か」と尋ねられました。その時にチェスレー・ペリーは、「私は全員賛成のことだけを実施したにすぎない」ということを言っております。しかし、賛成、反対のいろんな意見がある中で、それを全員賛成になるまで説得していったということは、非常に忍耐力が必要であ

地区指導者育成セミナー

ろうかと思うのであります。

幹事という立場は、まさにクラブの中で、いろんな意見が集中してまいります。賛成・反対いろいろあって、それを全て賛成の方に説得するというのは、大変な忍耐力が必要だろうと思います。それなるがゆえに、クラブの大黒柱であるわけでもあります。逆に言えば、先ほどのヒトラーの10倍の独裁権、それがあからこそ、それができることになるわけでもあります。非常に難しいところではありますが、幹事になる人は、その点は心得ておかなければならないだろうと思います。

ところで、幹事と会長とは、共にクラブの代表権者であります。したがって、クラブ運営に当たっては、この2人は常に一体でなければなりません。ところが、人間の社会というものは、仕方がないのでありまして、とかく幹事の悪口は会長のところへ言いに行くものであります。そして、会長の悪口は幹事のところへ言いに行くものであります。この場合に、会長はたとえ相手の言うことが正当であると思っても、絶対に幹事を守らなければなりません。幹事もまた、会長を守る義務があります。にも拘わらず、もし会長が「君の言うとおりの。あの幹事は辞めさせようか」などと言えば、クラブは滅茶苦茶になってしまいます。こんなところで、「4つのテスト」を適用してはならないわけでありまして、これは適用の場面が違うのであります。この場合、会長は「君はそう言うけれども、あれはなかなかよくやっているんだよ」とか言って、幹事を守らなければなりません。これは、マナーとしてお互いに心得ておくべきことであります。これを私は、「会長・幹事一体の原則」と謂っております。

このように、会長・幹事というものは、お互いに Defend しようことによって、会長と幹事との取り合わせがクラブをうまく動かすことになるわけであります。

ところで、幹事というのは、クラブ管理の中心人物でありますから、毎年交替の原則には服しません。それはいったい何故かと言いますと、ヒトラーの10倍の統制権限を持っていないと、クラブのような団結力のない組織を永続的に維持することができないわけであります。

一般に、幹事は、会長の女房役であるという考え方があるようであります。幹事は会長の女房役だから、その選任は会長に任せようというのは、原理的に正しくありません。幹事を第1に選ぶべきでありまして、会長の選任とは何の関係もありません。そして幹事には「皆でバックアップするから、10年でも20年でも引き続いてやってくれよ」と言えばよいのであります。

実は、歴史を振り返ってみますと、アメリカでも立派なクラブは、1人の幹事が何年も歴任をしているのであります。たとえ

ば1910年に設立されたアメリカのフィラデルフィア・ロータリークラブは、創立50周年記念式典のメイン・イベントとして、幹事歴任50年慰労会というのを催しているのであります。これは、1人の幹事が50年間、このフィラデルフィア・ロータリークラブを守ってきたわけであります。日本でも、戦前の大阪ロータリークラブの露口四郎さん、この方は幹事歴任27年であります。東京ロータリークラブの小林雅一さんは、幹事歴任11年であります。このように管理・運営能力のある1人の人物が10年、20年と幹事を務めるのであります。

しかし、最近では RI の方針かどうか分かりませんが、幹事は毎年かわることになってはいますが、原理的にはそうではないのが歴史的な沿革であるということをお願いしておけばよろしいかと思っております。最近でも幹事歴任をしているクラブは、九州の方にはございました。そのことだけを申し上げておきます。

以上、要するに、ロータリークラブを強力にするためには、幹事がいなければなりません。強力な実力のある幹事が居て、初めてクラブは強力たり得るのであります。このようにして、ロータリーの世界で一番大事な役職は、クラブの幹事であるということ覚えておいていただければと思います。

次は、会計であります。

これは、出金・入金についての記録をとる役職でありまして、出金命令というのは、幹事が出しますから、その出金・入金の記録をとる立場から、財政的な問題について、理事会で専門的な意見を述べるができるわけであります。

なお、標準クラブ定款第10条第4節によりますと、「会計は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる」と規定されております。ということは、理事会のメンバーであってもなくてもいい、ということであります。これは、職務上の理事というものの規定であります。職務上の理事であるか否かということは、クラブ理事会が決めればよいということになるわけであります。

次は、SAA であります。これが、執行機関の最後になります。

SAA というのは、ロータリークラブができました1905年の翌年、1906年に、すでにシカゴのクラブの正式な職制として登場しております。当時は、ポール・ハリス、マックス・ウォルフ、チャールズ・A・ニュートンの3人が、シカゴクラブの組織管理の原則を作っておりましたので、この SAA という職制も、おそらくこの3人の何らかのアイデアの交換の中から生まれたものと思われるのであります。

SAA というのは、Sergeant at Arms の略語であります。日本では、会場監督と訳されております。これは、中世イギリスの宮廷における官職の一つでありまして、今日の言葉で言

えば、皇宮警察の署長に当たるものであります。当時、この役職は、宮内大臣権限を持っておりましたから、中世の宮廷における最高の権力者の1人、ということが言えるわけであります。

SAA は、宮廷内の催し物、たとえば会議とか宴会が計画され、実施された時に、その会議の目的を逃げるために、会議の秩序を維持する最高の責任者のことでもあります。

それは、ロータリーでも、催し物は特定の時に、特定の場所に、特定の人たちが集まります。主体性を尊重された皆さん、一国一城の主であります。しかも生身の人間でありますから、例会の途中で何が起るかわかりません。病人が出るかもしれない。喧嘩が始まるかもしれない。SAA は、そのような突発的な事態に速やかに対応しなければならないわけありますから、理事会でプログラムを企画立案する場に席を持っておけることは望ましくないであります。理事会で、そういう予断を持っていると動きづらいことがあります。したがって、SAA というのは原理的に申しますと、理事を兼ねてはならない、ということになっておまして、ある意味では SAA というのは、速戦即決の単独決議機関なのであります。

標準クラブ定款第10条第4節によりますと、「SAA は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる」ということになっておまして、これは、今申し上げました、職務上の理事に関する規定であります。職務上の理事であるか否かは、クラブ理事会の決するところによる、ということになってはありますが、原理論から言いますと、SAA は、理事会に席を持ってはならないのであります。

要するに、SAA というのは、執行機関である性格を貫くべきであります。審議機関に席を持っていると、かえって動きづらい。幹事が職務上の理事であるというのとは、任務の性質が異なるのであります。このように、SAA というのは、その責任が重くて、その地位高さがゆえに、理事会の決定に参加している暇はないのでありまして、自分が予備的に独断で決定することができるわけあります。これは大事なことでありまして、具体的な例を二つ申し上げておきます。

第1に、SAA は、例会の時間配分について監督する権限があります。例会の秩序を維持する最高の権限を持っておられますから、たとえば、会長の挨拶が長引いた時に、会長に発言中止を命令できるのは、SAA だけあります。

第2に SAA には元来、例会中の途中退席とか途中入場を禁止する権限が与えられておりました。今はないですが、これはどういうことかと言いますと、病気その他特殊な事情によって途中退席をする人は、SAA の許可を得なければならなかつ

たのであります。途中退席とか途中入場に SAA の許可を求めるということが、まさに紳士のマナーに叶うわけであります。具体的な例を申し上げますと、たとえば、1883年に創立されたイギリス上流社会の貴婦人の社交クラブ・アレクサンドリアにイギリスの皇太子が途中から、入場しようとした時、SAA が「ただ今、例会中でございます」と言って、断固として入場を拒否したという話があります。これは、クラブというものは、例会の途中入場とか途中退席によって、会議の雰囲気は乱されることを極端に嫌うからであります。これが、クラブであります。

ただ、ロータリーでは、近年ご承知のように、例会出席の60%ルールというものによって、昔の素晴らしい慣例が壊れてしまったわけあります。しかし、標準クラブ定款第9条第1節本文を見ますとわかりますように、各会員は本クラブの例会に出席することが原則なのでありまして、この例会出席の60%ルールというものは、出席したものとみなされる、という例外にすぎないわけあります。例外は厳格に解釈すべし、というのが、法解釈の原則でありますから、このルールは、ほんとうはみだりに適用するべきものではないのであります。

元来、ロータリークラブは社交クラブでありますから、そのクラブに出るか否かということは、会員の全く自由であります。そうだとすれば、途中で退席するのも、途中で入場するのも自由なはずであります。したがって、もし仮に、会長が例会場に鍵をかけて、皆が退席できないようにしてしまうと、不法監禁罪になります。ところが、SAA が鍵をかけた場合には、不法監禁罪にならないのであります。それはいったい何故かと言いますと、刑法第35条に、「正当な業務による行為はこれを、罰せず」という規定があります。したがって、SAA が鍵をかけるということは、現場の秩序を維持するために行った正当な業務行為であると考えられるわけでありまして、これは、SAA にだけ認められた権限なのであります。これが実は、古き良き時代のロータリーの素晴らしい慣例であったのであります。

このように、SAA の職務というのは、本来たいへん重要でありますから、SAA には、会長・幹事の経験者とかパストガバナーとか、ロータリー経験の深い人が選ばれるのが通例であります。要するに、SAA というのは、地位が非常に高いということを認識しなければならないわけあります。

したがって、この SAA の職責の重要性が解らないとどうなるか。それは、SAA の数が不足することになります。一般的に言いまして、正 SAA と副 SAA の二人ぐらいで動いているクラブが多いかと思っております。これでは、実は SAA の数が足りないもであります。例会の秩序を維持する、という SAA の職責の重要性からしますと、SAA は、クラブの会員総数

の10%プラスアルファぐらいが必要であります。これは実は、ガバナーの指導と助言事項であります。したがって、たとえば会員数50人のロータリークラブがあると、だいたい6～7名のSAAが必要であります。例会場の各テーブルに1人ずつ、副SAAを配置するわけでありまして。そして、副SAAの1人か2人は、会長経験者であることが望ましい。ロータリー経験の深い人の意見を背後にして会員と対応するので、クラブの現場の処置が非常にうまくいけます。SAAは、単なるニコニコ箱の金庫番ではないのであります。

かつて私がガバナーの時の経験では、私の所属している伊丹ロータリークラブは、当時会員64名ぐらいでありましたが、SAAが12名もいました。12名とは、ちょっと多すぎるというかも知れませんが、これも会長の1つの考え方でありまして。また、九州のあるクラブでは、パストガバナーが副SAAを務めておられました。こういう具合にすると、まことにSAAが動きやすいわけでありまして。

以上、要するに、ロータリーの世界というのは、ロータリーのどのような役職を務めようとも、ロータリアンの上にロータリアンを作らず、ロータリアンの下にロータリアンを作らない。それは、ロータリーが果たさなければならない役割の配分でありまして、上下の関係で考えてはならないのであります。このような人間構造が、ロータリーの組織構造なのであります。そして、自分の出番の時に、その持ち場で最高絶対の権限を行使することによって、生き生きとした例会を作ることができると思うのであります。

したがって、クラブの現場が死んでおるのは、SAAの責任であります。クラブの管理がうまくいかないのは、幹事の責任であります。そして、ロータリーの理論が行き渡らないのは、会長の責任であります。

以上で、執行機関の話は終わります。

次は、審議機関であります。

ロータリアンは、クラブの内外に対するいろんな政策決定をします。そのために合議をします。その合議をするグループが、法的にどのような権限を持っているのか、ということもいつも頭の中に入れておかなければなりません。

ロータリーでは、全ての政策決定は、原則としてグループ活動で行います。単独決定で、政策決定をするのは、ロータリーではガバナーただ1人です。

では、政策決定をするグループ活動の法的な根拠は、いったい何か。いかなれば、その論点は、決議機関であるか否か。という1点に尽きると思います。特定のグループが政策決定のために会合を開く時に、そのグループの性格が、決議機

を行使する機関として動いているのか否かということもいつも考えておかなければなりません。決議機関というのは、そのグループが取り決めたものが、クラブ全体を拘束する、すなわち団体の意思を形成する、クラブの意思を形成する機関のことを決議機関というのであります。したがって、少人数のグループ、たとえば5～6人で取り決めたものが、団体全体を拘束する、クラブ全体を拘束するために、決議の要件は極めて厳格でなければならないわけでありまして。

その要件は4つあります。

第1の要件は何かと言いますと、案件の事前通告であります。標準クラブ定款第10条第3節を見ますと、「幹事が案件の事前通告をするためには、例会の5日前にしなければならない」——これは、合議体の構成メンバーに、会議の議題について、予断を与えておかなければならないということでありまして。つまり、藪から棒の議論はいけなくて、ということでありまして。たとえば、例会でいきなり「ただ今から臨時総会を開きます」などと言うのは、いけないのであります。まず、案件の事前通告が必要であります。

第2に、定足数が必要であります。ロータリークラブの総会とか臨時総会の場合には、その定足数は、会員数の3分の1であります。これは、ロータリークラブというのは社交クラブでありますから、争いのある場合には、会員が参加したがることを考慮に入れたものであります。したがって、こういう特別な規定がなければ、定足数は2分の1であります。たとえば理事会は2分の1であります。そして、定足数に満たない場合は、会議体が成立しないわけでありまして。したがってこの場合は、単なるそれは申し合わせにすぎないわけでありまして、クラブ全体を拘束する決議にはならないわけでありまして。

第3に、議事規則があります。議事規則というのは、たくさんの方が発言するわけでありまして、クラブでも、それから理事会でも、その発言を交通整理しなければならないわけでありまして。すなわち、誰の発言を優先させ、そして誰の発言を後順位にするか。これについては、ルールを決めておかなければならないわけでありまして。議事規則というのは、会議体の人数がおよそ20名を超える場合には、必要であります。20名以下の場合には、べつに議事規則は必要ありません。これは、腹を割って話し合えばいいわけでありまして。

一説によりますと、十分な討議ができるのに最適な人数というのは、16名であるという意見もあります。これは、人数が多すぎると、全ての人が意見を言うことができず、また人数が少なすぎると、意見の数も少なくなって十分な討議ができないからであります。最高裁判所の大法廷が15名とい

うのも、1つの参考になるかと思います。

それから第4に、多数決原理の適用であります。多数決は原則として、定足数を満たした会議体の構成メンバーの過半数、2分の1の数プラス1で決議します。ただし、すでに決議のあるものをひっくり返す決議の場合には、これは過半数ではなくて、3分の2の過半数が必要であります。さらに、団体の根本を揺さぶるような改正の場合には4分の3の過半数が必要であります。場合によっては満場一致という例がないわけではあります。しかし、満場一致というのは、人間に神様の知性を要求するものでありまして、通常このようなことは考えられないのであります。よほど不真面目な人間の集団か、あるいは案件が疑いのないくらい極端なものでない以上、反対意見が出てくるのは当然であります。したがって、多数派が、反対意見を尊敬をもって受け入れる、それだけの度量を持たなければならないのであります。

要するに、多数決で決まると、団体意思、クラブとしての意思を形成することになりますから、これを決議というのであります。

このようにいたしまして、グループ活動をもって政策決定をする会合をしている時には、その会合が決議権を持った機関であるかどうか、つまり、そこで取り決めたものがクラブ全体を拘束するかどうかということも、いつも頭の中に入れて規則を読まなければならない、ということでありまして。そうしますと、標準クラブ定款第10条第1節「本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする」とか、理事会の先議権についての推奨クラブ細則第11条「一切の案件は、理事会の先議を経ることなく直接総会（例会）において提案せられてはならない」という趣旨の規定は、いったい何を意味するのかと言いますと、理事会も総会も決議機関である、ということの意味しているわけでありまして。

ただ、ここで注意すべきことは、ロータリーは、この決議機関の意味の総会のこと、例会と謂っております。すなわち、例会には決議機関として機能する場合の例会と、そうでない親睦のための例会とがあるわけでありまして。同じ例会という言葉にも、2つの意味があるということでありまして。

ロータリアンのグループ活動の中で一番大事なものは、例会であります。年間52週、毎週1回、必ずロータリアンは集まります。この定例の例会というのは、ロータリアンが他のロータリアンにお目にかかって自己研鑽を遂げるという、ロータリーの本願の場であります。したがって、これはグループ活動とは謂いますけれど、一人ひとりのロータリアンが自己改善のために抱えている課題というものは、各人別々であります。したがって、

ここで取り決めるべきものは何もないのであります。したがって、これは臨時総会的な意味の例会とは違うということでありまして。とにかく自己研鑽の目的意識を持って例会に出て、歌を唄い、食事をして、卓話に耳を傾けます。そして、なにがしかのものを学びます。何を学ぶかは、それぞれの人の良心に任されているわけでありまして。したがって、この中には団体意思を形成するものは何もない、ということになるわけでありまして。したがって、このグループ活動は、みんなでなにがしかのものを相談したとしても、それは団体意思を形成するものではないのであります。したがって、通常の例会は、決議機関ではなく、非決議機関であります。

したがって、決議機関ではないとすると、今申し上げた4つの要件、案件の事前通告とか、そういう要件は一切適用されません。決議機関というものは、団体意思を形成するからこそ厳しい要件が必要なのであります。したがって、決議機関でなければ、たとえば定足数も必要ありませんから、地区大会に全員出席したために、次回の例会は出席者がほとんどなかったとしても例会は成立します。極端なことを言えば、会長1人だけ出席しても、例会としては成立します。

では、全員欠席したらどうなるのか、という問題があるかも知れませんが、出席者0では、会議体として成立しないと思います。少なくとも1人は出席する必要があるかと思います。

要するに、通常の例会は、決議機関ではございません。したがって、例会のプログラムとか講師の謝礼はどうするのかとか、あるいは食事は和食にするのか、いろいろなプランニングは、全て理事会の政策決定事項でありまして、毎週1回の通常の例会では、一切処理することができないわけでありまして。

そこで、標準クラブ定款第10条「本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする」という規定によって、全ての政策決定は、Governing bodyである理事会に全ての権限が与えられている、ということをご理解いただければよろしいかと思います。したがって、わずか9人、10人の理事会の意思決定が、会員がたとえ100名いても、200名いても、それが、クラブ全体を拘束する、クラブの団体意思になるのであります。したがって、標準クラブ定款第10条というのは、まさに大黒柱的な大事な規定だということができるわけでありまして。

では、理事会の定足数はいくらか。これは、理事会メンバーの過半数であります。3分の1ではありません。理事会は決議機関でありますから、理事会で或ることを決めると、会長が次の例会でそれを報告することになります。したがって、理事

会の決定が正当かどうかということについて、例会で総意を踏るといことは、絶対にできないわけであり。何故かと言いますと、通常の例会というのは、親睦と自己研鑽の場でありまして、決議機関ではないからであります。

したがって、例会において理事会決定に対して異議の申し立てをすることは、推奨クラブ細則第11条の理事会の先議権によって禁止をされているわけであり。どういことかと謂いますと、これは細則に「本クラブを拘束するような如何なる決議または提案も、先ずは理事会がこれを審査し、承認しなければならぬ。決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付することなく理事会に付託するものとす」と規定されているわけであり。これが、理事会の先議権であります。したがって、理事会決定に対する異議の申し立ては、幹事に申し立てなければなりません。

そこで、異議の申し立てがあれば、幹事は臨時総会たる例会を開かなければなりません。それは5日間の期限を定めて、会員に事前通告をします。そうすると、次の例会は、理事会の決定について異議があったことの適法性を審議するための例会として開かれることになり。これは決議権を持つ決議機関としての例会でありますから、臨時総会としての性格を持つ例会になるわけであり。

したがって、例会には二つの性格があるということを原理的に区別しておかなければなりません。一つは、親睦のための通常の例会。もう一つは、臨時総会たる性格を持つ例会であり、これは決議権があります。しかし、親睦のための例会には、決議権がないということをお願いしようと思いません。

臨時総会としての例会は、決議権がありますから、定足数が必要であり、その定足数は、3分の1であります。そして、多数決原理は、単純過半数の2分の1プラス1ではなくて、3分の2の人数が必要であります。これは何故かと言いますと、すでに理事会決議によって、クラブの意思が形成されておりますからそれをひっくり返すためには単純過半数では不十分なのであります。このように見えますと、理事会決議をひっくり返すのでありますから、原理的には臨時総会たる性格を持つ例会がクラブの内部における最高決議機関ということになるわけであり。

ただ、現実には、臨時総会たる例会が、そういう機能を発揮する場面があるのかというと、ほとんどありません。この詳細については、ちょっと長くなりますので、割愛しておきます。

次は、委員会であります。委員会というのは、理事会の補助機関、アシスタントでありまして、全て決議機関ではござい

ません。したがって、定足数もありませんから、委員長一人でも委員会は成立します。委員会は、理事会のアシスタントでありますから、理事会から諮問された事項について、委員長がこのように取り決めましたのでよろしくと、報告すればよいのであります。

では、全員委員会に出てこなかったらどうするのか。この場合は、理事会が取り決めればよいのであります。理事会の権限の中には、委員会を代行できる権限も含まれておりますから、全員欠席の方が、かえってやり易いのであります。

また、委員会は理事会から諮問された事項について、事実上のお手伝いをするグループ活動でありますから、委員会の取り決めたことを理事会は覆すことができます。何故かと言いますと、理事会は最高決議機関でありまして、委員会は何らの決議権も持っていないからであります。委員会で取り決めたものは、理事会を拘束できません。もちろん、委員会が理事会の政策決定の下準備をすることはありますけれども、そこで取り決めたものは、ただちに理事会を拘束するものではございませんので、理事会の決議を経て、初めてクラブ全体を拘束することになるわけであり。

以上は、原理論であります。現実のクラブ運営に際して、一点注意しなければならないことは、この忙しい時に委員長だけでも一生懸命頑張って考えて、たとえ出来が悪かったにせよ、何らかの取り決めを理事会に持ってきてくれた、その労力に対して、理事会が紳士のマナーとして、どこまで配慮するか、という問題があります。ただ、原理論から言いますと、委員会は何らの決定権を持っていませんから、理事会はこれを覆すこともできます。理事会は、オールマイティであります。しかし、覆すことができるということは、100%覆さなければならぬという筋合いのことではないのでありまして、理事会というのは、思いやりを持って自分の権限を行使することが望ましいのであります。

最後は、協議会。フォーラム、ファイアサイドミーティングであります。これらは全て、決議機関ではございません。これらは全て、一応の取り決めはできますけれども、もし団体意思を形成したければ、その取り決めを理事会に報告して、理事会の決議をとらなければなりません。

以上、要するに、ロータリアンがグループ活動をしている時は、決議権を行使しているかどうかということを考えて、決議権を行使していないときは、一応の取り決めをしているだけである、と考えればよいわけであり。そして、その取り決めを集約するグループが、理事会であります。したがって、理事会はこの取り決めを覆すこともできるわけであり。

以上で、ロータリークラブの運営についてのクラブ内部の組織管理に関する話を終わりたいと思います。

最後に、審査機関については、会員資格喪失の問題があります。すなわち、地域社会から選出されたロータリアンを地域社会に戻す手続であります。

これは、死亡、転職、会費不払い等による退会については、一切問題ありません。問題は、クラブは会員に対して資格剥奪、即ち懲戒処分を行う権限を持っているのかどうか、ということであります。

ロータリークラブは、社交クラブであります。社交クラブというのは、会員の主体性を100%尊重するグループ活動であります。したがって、99%懲戒処分をしてはならないのであります。しかし、原理的に考えますと、明文の規定はありませんが、例外的に資格剥奪の権限はあると考えなければなりません。これと似たような規定として、国際ロータリー細則第3条第3節に「クラブ懲戒の規定」があります。

では、どのような場合に懲戒ができるのか、というと、これは具体的な事例を挙げるほかにありません。

すなわち、懲戒できる事例としては、まず破廉恥罪、強盗・強姦とかをやった会員は、資格を剥奪してもよいと思います。しかし脱税はちょっと問題であります。脱税も何億円と巨額の場合は懲戒に値すると思いますが、非常に少額なミスの場合には資格剥奪には値しないと思います。ただ、これは国によっても対応が違います。たとえばアメリカは、脱税を国家に対する反逆と見ますから、これに対する刑罰は非常に厳しいものがあります。一つの例としては、或る大学の教授が、脱税で刑罰を受けましたが、それは、無期懲役でありました。非常に重い。彼は、第二次大戦後の恩赦によって社会に出てまいりましたが、結局、落魄の内にこの世を去ったという、悲しい物語が残っております。

では、賭博罪はどうか。最近、野球賭博がありました。これは、明らかに犯罪であります。しかし、これほど罪の意識のない犯罪も、また少ない。ゴルフの賭けも原理的には、完全な犯罪であります。見つからないだけであります。これは、暴力団の関与した賭博とか常習賭博、その他掛け金の巨額な賭博など、その類型に従って判断しなければならないと思います。

最後にもう一つ、問題がありますが。会員が愛人を持ったのはどうなのか。昔は、妾と言っておりましたが。これは犯罪ではございません。会員の資格は、剥奪できないのではないかと思います。しかし、会員が、本妻以外に愛人を持った場合、こういう会員は、ロータリアンとして恥ずかしいことであるから、

会員の資格を剥奪すべきである、という意見もござい。しかしこれは、私は問題だと思いません。自分がそのように思うのであれば、自分がやらなければよいのであります。いろいろな因縁が熟して、妾を持つようになったのでありますから、それはその人の自由であります。私は、この問題は天照大神以来、未解決の問題であると考えております。

参考までに、一つの事例を申し上げておきます。

戦後、昭和20年代の話であります。日本が戦災で家も何も焼かれて、食うものも着るものも、住むところもない、そういう時代に、あるロータリアンが戦争未亡人に対して、物心両面の援助を続けたのであります。そのうちに、男女の一线を超えて親密な仲になりました。やがて、そのロータリアンが、次年度ロータリークラブの会長に就任することになりました。そこで、そのロータリアンは愛人に対して、ロータリークラブの会長になる以上は、今の関係が続けるわけにはいかないといって、別れ話を持ち出したのであります。その愛人は、今まで一緒にいただけでも幸せでしたといって、快く別れることを承諾いたしました。そこで、その人は安心して帰宅したのであります。その翌朝、その愛人が自殺をしてしまったのであります。そこから司直の手が入って、その事実が明らかになって、結局そのロータリアンは会長資格のみならず、会員資格まで失ってしまったという話であります。

このような事例を、いったい如何に考えるべきでしょうか。

愛人の態度は、自分の愛を貫いたという点で立派だと思えます。しかし、ロータリアンの方は、どうですか。自分が会長になるという、自分の名誉のために愛人を犠牲にしたとも考えられるわけであり。しかし、もう一歩突っ込んで考えますと、そもそも会長になるには愛人を持つてはいけないのでしょうか。疑問なしとしないのであります。また、クラブの対応も疑問であります。会長資格のみならず、会員資格まで奪う必要があったのか。これも疑問なしとしません。

要するに、この問題は、色々考えさせられる問題を含んであります。私がいま取り上げた問題点だけでなく、その他にも、いろんな問題点が出てまいります。その意味で、これはクラブフォーラムの適切なテーマにならうかと思うのであります。

以上で、ロータリークラブの運営についての話を終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。